

社会福祉法人 桐生会
夕照たまのうら ショートステイ

運営規程

(ユニット型短期入所生活介護)

ユニット型指定短期入所生活介護事業 夕照たまのうら 運営規程 (ユニット型 夕照たまのうら ショートステイ)

(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人桐生会（以下「本会」という）が実施するユニット型指定介護短期入所生活介護事業（以下「本事業」という）は、要介護者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者や家族の意向をもとに作成された居宅サービス計画に基づき、本事業が適切に利用できるよう、事業所の生活相談員、看護職員及び介護職員等の従業者（以下「従業者」という）が、要介護者に対し適切なユニット型指定短期入所生活介護を提供する事を目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 本事業は、要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センターをはじめとする地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携をはかり、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 本会は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

4 上記の他「天津市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年 3 月 22 日天津市条例第 15 号）」を遵守する。

(事業所の名称等)

第 3 条 名称および所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 夕照たまのうら ショートステイ
- (2) 所在地 滋賀県大津市玉野浦 15 番 1 号

(従業者の職種、人員数、及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する従業者の職種、人員数、及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 施設長（管理者） 1 名 （併設の指定介護老人福祉施設と兼務する）
施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。管理者は、従業者にこの規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- (2) 医師 1 名以上（併設の指定介護老人福祉施設と兼務する）
利用者の健康管理及び療養上の指導を行うとともに、事業所の衛生管理等の指導を行う。
- (3) 生活相談員 1 名以上（併設の指定介護老人福祉施設と兼務する）
利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう事業所内のサービス調整、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携を行う。
- (4) 看護職員 4 名以上（併設の指定介護老人福祉施設と兼務する）
医師の診療補助及び医師の指示による利用者の看護、事業所の衛生管理等の業務を行う。
- (5) 介護職員 4 名以上
利用者の介護、自立的な日常生活を営むための支援等の業務を行う。
- (6) 管理栄養士 1 名以上（併設の指定介護老人福祉施設と兼務する）
利用者の栄養や心身の状況及び嗜好を考慮した献立及び栄養指導を行うとともに

に、食品衛生法に定める衛生管理を行う。

(7) 機能訓練指導員 1名以上（併設の指定介護老人福祉施設と兼務する）

利用者が日常生活を送る上で必要な生活機能の改善、又は維持のための機能訓練に従事する。

（利用者の定員）

第 5 条 事業所の利用者の定員は、10名とし、ユニット数及びユニットごとの利用定員は次のとおりとする。

(1) ユニット数 1

(2) ユニットごとの利用定員 1ユニット当たり 10名

（事業の内容）

第 6 条 事業の内容は次の通りとする。

(1) 短期入所生活介護計画の作成

(2) 食事、排泄、入浴、着替え等その他日常生活上の支援

(3) 機能訓練

(4) 健康管理

(5) 相談、および援助

(6) 送迎

第 7 条 通常の事業の送迎実施地域

(1) 通常の事業の送迎実施地域は、大津市（膳所・晴嵐・南・南第二・瀬田・瀬田第二地域包括支援センター担当エリア）、草津市（全域）とする。

（料金その他の費用の額）

第 8 条 利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービス（現物給付）であるときは、原則として介護保険負担割合証に記載の割合の額と別表 1, 2 に定める食費及び滞在費とし、法定代理受領サービスでないときは、その全額とする。

2 前項の他、利用者より次の費用の額の支払いを受ける。

(1) 特別な食事代（実費）

(2) 理美容代（実費）

(3) 介護の提供において通常必要とするものにかかる費用で、利用者に負担を求めることが適当と認められる費用（実費）

(4) 通常の事業の実施地域以外の地域に送迎を実施した場合、通常の実施地域を超えた地点から起算し、1kmにつき30円。

(5) 電化製品使用料（電化製品1品に付、1日あたり40円）

(6) 複写物の交付代、1枚に付10円

3 前項に規程する費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者または、その家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（サービス利用にあたっての留意事項）

第 9 条 利用者は本事業を利用するにあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を施設の従業者に連絡し、心身の状況に応じた利用を心がけるものとする。

2 利用者が外出するときは、あらかじめ外出届を提出し、管理者又は責任者の承認を得なければならない。

3 利用者の所持金その他貴重品については、自己管理を原則とする。ただし、利用者の心身の状況等により、利用者又はその家族からの申出により、管理者が責任を持って管理することができる。

4 利用者が、故意又は過失によって施設の設備等に損害を与えた時は、その損害を

弁償させ又は現状に回復させることができる

(緊急時における対処方法)

第10条 従業者は、事業実施中における利用者の心身の状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに当該利用者の家族・主治医等に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応及び損害賠償)

第11条 サービスの提供により、事故が発生した場合には、速やかに保険者及び関係各機関並びに当該利用者の介護支援専門員、家族・主治医等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 前項において、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害を賠償するものとする。

3 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための手段を講じるものとする。

(非常災害対策)

第12条 非常災害に備えて、消防計画、水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気、消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

2 非常災害時等の発生の際にその事業を継続できるよう他の社会福祉施設との連携及び協力体制を構築するよう努める。

(利用者からの苦情及び要望相談窓口)

第12条 本会は、提供した事業にかかる利用者及び当該利用者の家族からの苦情並びに要望に、迅速かつ適切に対応するため、相談窓口を設置し、苦情並びに要望の内容を配慮して、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

3 本会は、利用者からの苦情に関して市町村及び国民健康保険団体連合は実施する調査等に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 その他の運営に関する重要な事項を次の通り定める。

(1) 本事業の社会的使命を十分認識し、従業者の資質向上を図るため、研修会を実施し業務体制を整備する。

(2) 入居者の人権の擁護および虐待防止等の対策を検討する委員会を、年に2回以上開催するとともに、その結果に従業者に周知徹底する。また、権利擁護および虐待防止の研修会を年2回以上開催する。

サービス提供中に、当施設又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

本号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

虐待防止の為の指針を整備する。

(3) 従業者は、施設サービスの提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

- なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。
- (4) 従業者は、業務上知り得た入居者又は身元引受人（家族等）の秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、退職者についても同様であるものとする。
- (5) 本会の役員、施設の管理者、職員は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員をいう）であってはならない。また、運営において、暴力団員の支配を受けない事とする。
- (6) この規程に定める事項の他、運営に関する必要な事項は本会が別に定める。

(附則)

この運営規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

この運営規程は、令和 元年10月 1日から改訂する。

この運営規程は、令和 3年 8月 1日から改訂する。

この運営規程は、令和 4年12月 1日から改訂する。

この運営規程は、令和 5年 4月 1日から改訂する。

この運営規程は、令和 6年 1月 6日から改訂する。

この運営規程は、令和 6年 8月 1日から改訂する。

この運営規程は、令和 7年 8月 1日から改訂する。

別表1 食費

単位:円/日

負担限度額				
第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
300	600	1,000	1,300	1,740

別表2 滞在費

単位:円/日

負担限度額			
第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
880	880	1,370	3,000